

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25770232

研究課題名(和文)近世朝廷財政の総合的研究

研究課題名(英文)Comprehensive research about the fiscal affairs of the Imperial Court in late premodern Japan

研究代表者

佐藤 雄介(SATO, Yusuke)

東京大学・史料編纂所・助教

研究者番号：20624307

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：江戸時代の天皇・朝廷が財政面でいかにして成り立っていたのかを、おもに18世紀以降を対象に明らかにした。より具体的にいえば、御所の代表格である禁裏御所を対象にして、最大の収入であった江戸幕府からの財政保証や支援のあり様とその変遷を究明した。その際、保証や支援をそれ単独のものとして扱うのではなく、18世紀以降、幕政の中心的な課題のひとつとなった(幕府)財政政策の中に位置づけた。また、朝廷と御用達の関係についても究明した。

研究成果の概要(英文)：I clarified the fiscal affairs of the Imperial Court in late premodern Japan. In particular, analyzed about the guarantee and provision of financial support from Tokugawa Bakufu. On this occasion, I noted that it's placed in the fiscal policy of the Tokugawa Bakufu. In addition, I considered the relations between purveyors and the Imperial Court.

研究分野：日本近世史

キーワード：天皇 朝廷 幕府 財政 朝幕関係 日本近世史 御用達

1. 研究開始当初の背景

(1) 近世の天皇・朝廷研究と朝廷財政史研究の先行研究

近世の天皇・朝廷研究は、近年、飛躍的に進展している。くわしくは、久保貴子「近世朝幕関係史研究の課題」(『近世の朝廷運営』岩田書院、1998年)や山口和夫「近世天皇・朝廷研究の軌跡と課題」(石上英一ほか編『講座 前近代の天皇 第5巻』青木書店、1995年)、西村慎太郎「研究史整理と課題設定」(『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館、2008年)、田中暁龍「近世朝幕関係の研究と課題」(『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、2011年)、拙著『近世の朝廷財政と江戸幕府』(東京大学出版会、2016年)の序章などを参照してほしいが、それに比べて、朝廷財政についての研究は、その重要性が指摘されながらも(たとえば、前掲久保著、10頁など)、史料が欠如していると思われるためか(奥野高廣『皇室御経済史の研究 後篇』中央公論社、1944年、265頁。なお、後述するように、実際には一定数の史料が各地に残されている)、蓄積が非常に薄く、いまだ戦前の日柳彦九郎「徳川時代の記録に現れたる皇室費 (一)・(二)・(三)」(『山口商学雑誌』4 6、1927年)、戦中の前掲奥野著が到達点といて良い状況にあった(ほかの先行研究としては、三浦周行「江戸幕府の朝廷に対する法制」(『続 法制史の研究』岩波書店、1925年)、蘆田伊人編『御料地史稿』皇室林野局、1937年、小野信二「近世初期における朝幕関係」『拓殖大学論集』39、1964年、橋本政宣「江戸時代の禁裏御料と公家領」『近世公家社会の研究』吉川弘文館、2002年、山口和夫「朝廷と公家社会」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 6 近世社会論』東京大学出版会、2005年、奥田晴樹「幕末の禁裏御料と山城一国贈献問題」(『立正大学文学部論叢』134、2012年)などが挙げられる)。

(2) 先行研究の問題点

たしかに、奥野・日柳らの研究は優れたものだが、視角上の問題点がすくなくあり(詳細は3「研究の方法」を参照)、基礎的な事実関係にも単純な誤りや未詳な点が散見された(たとえば、前掲奥野著、457・458頁においては、東京大学史料編纂所所蔵「禁裏去巳年中御入用金銀高書付」の「巳年」を寛政9(1797)年としているが、これは安政4(1857)年と推定される。また、宮内庁書陵部所蔵「御所日記」を仙洞御所の史料と述べているが(前掲奥野著、518頁)、女院御所のもの)。

また、奥野らの時代には利用することができなかったと思われる史料が、戦後の文書館・図書館などにおける諸文書の公開の進展

によって、現在では利用可能となっており(3「研究の方法」で後述する)、それらから導き出されるあらたな論点なども多々あった。

研究史の段階上、まずは基礎的な事実関係を確定したうえで、視角上の問題点を克服し、奥野ら先行研究が積み上げた到達点にさらなる蓄積を加える必要がある時期に至っていた。

2. 研究の目的

上記のように、研究の蓄積が薄い朝廷財政に関して、そのあり様を、おもに18世紀以降を対象にして、具体的かつ総合的に明らかにすることをおもな目的とした。

その際、天皇・朝廷と関わりを持つもろもろの集団(御用達など)との関係性に留意した。

3. 研究の方法

(1) 研究の基盤形成

先述したように、本分野の研究がさほど進んでいない最大の要因は、史料が欠如していると思われるからであった。

しかし、大名家文書や公家文書など、諸文書の公開の進展によって(具体的には、首都大学東京図書館所蔵「水野家文書」や国立国会図書館憲政資料室所蔵「三条家文書」など)、実際には、豊富とはいえないまでも、一定程度の関係史料が各地に現存していることが、研究代表者のこれまでの調査で明らかになった。

とくに、京都入用取調役など朝廷財政に関係した幕府役人の手による編纂物や調査書の類は(たとえば、東京大学史料編纂所所蔵「御所々御入用筋書抜」や勝海舟『吹塵録下』(原書房、1968年)所収の「御所御賄向其外凡取調書」)、豊富な情報を含んでおり、研究を進めるうえで、欠かせないものであった。

そこで、本研究においては、これら関係史料の調査をできる限り積極的に行い、研究の基盤を整えた。

(2) 幕政との関わり

また、前述の奥野をはじめとした先行研究においては、幕政への関心が非常に薄かった。しかし、江戸時代の天皇・朝廷にとって、最大の収入は、幕府からの財政保証や支援であり、天皇・朝廷はこれらなしで成り立つことはできなかった。

この財政保証や支援のあり様は、幕府の政策、べつして財政政策と密接に関連し、つよく規定されるものであった。とくに、本研究がおもな対象とする18世紀以降についてい

えば、幕政の中で財政の問題が中心的な課題になっていく時期であった（藤田覚『日本近世の歴史4 田沼時代』吉川弘文館、2012年）。

したがって、朝廷財政について考察する際には、幕府の財政政策や状況などを考慮に入れなければならない。本研究では、この点に留意した。

その際、大野瑞男『江戸幕府財政史論』（吉川弘文館、1996年）や飯島千秋『江戸幕府財政の研究』（吉川弘文館、2004年）同「幕府財政と公金貸付政策」（『歴史と地理 日本史の研究』251、2015年）古島敏雄「幕府財政収入の動向と農業収奪の画期」（『近世経済史の基礎過程』岩波書店、1978年）森田武「幕末期における幕府の財政・経済政策と幕藩関係」（『歴史学研究』430、1976年）大口勇次郎「寛政 文化期の幕府財政」（尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢 下』吉川弘文館、1984年、同「天保期の幕府財政」（お茶の水女子大学『人文科学紀要』第22巻第2号、1969年）などの諸研究に学んだ。

なお、逆に言えば、ある時期の財政保証や支援のあり様には、当該期の幕府財政の特色が表れることも多いということである。その意味で、本研究は結果的には、幕府財政研究にもいくらかの蓄積を加えることができたと思う。

（3）御用達との関係など

さらに、御用達などとの関係も未詳であったため、物品の調達過程など、朝廷の財政運営に関する基礎的な事実にもよくわからない部分が多々あった。

この点に関しては、女院御所の口向（勘定方ともいうべき部署）役人の一種である賄が記した公用日記「御賄所日記」が宮内庁書陵部に天明6（1786）年一年分だけ残っているので、これを活用し、分析した。

なお、御用達との関係については、女院御所を対象としたと述べたが、本研究においては、基本的には禁裏御所を分析対象とした。禁裏をはじめとした各御所（仙洞御所など）は、それぞれがある程度独立した財政運営を行っており、本来はすべての御所について検討を加えていく必要があるが、本研究においては代表格である禁裏御所のそれをおもな対象とした。

また、朝廷財政といった場合、各公家衆の家計なども含めるべきと考えられるが、本研究においては今後の課題とし、基本的には検討の対象外とした。

4. 研究成果

（1）基盤形成

3「研究の方法」で述べたとおり、種々の文書館・図書館などに調査に赴き、紙焼き・

撮影などの方法で、史料の複製を得ることができた。

具体的にいえば、宮内庁書陵部所蔵「御賄所日記」・「御所々御料高并御賄御定高其外共覚書」・「油小路隆前卿伝奏記」（武家伝奏油小路隆前の公用日記）・「禁裏去（去々）（当該の干支が入る）年中御入用金銀高書付」・「禁裏御賄当未「正月より六月迄」六ヶ月分御入用高書付」・「禁裏去（当） 月分御賄御入用見合差引書」（それぞれには干支、には月が入る）国立公文書館所蔵「公武御用雑誌」（武家伝奏坊城俊克の公用日記）京都府立総合資料館所蔵「来翰留」（老中からのものを中心に、所司代に宛てられた書状が書き留められている史料）同志社女子大学今出川図書館所蔵「虎屋黒川家文書」・前掲「三条家文書」・前掲「水野家文書」中の関係史料（たとえば、「三条家文書」の「禁裏御入用金年次額」（くわしくは後述）や「水野家文書」の「天保七年禁裏御賄差引書」（整理番号：A1-17）・天保5（1834）年正月五日付京都町奉行・禁裏付宛所司代達書（整理番号：A1-15））本研究の研究代表者が所属している東京大学史料編纂所所蔵の諸史料（前述した「御所々御入用筋書抜」や「禁裏去已年中御入用金銀高書付」のほか、「伊光記」（武家伝奏広橋伊光の公用日記）・「兼胤記」（武家伝奏広橋兼胤の公用日記）・「禁中付武家百ヶ条」・「公武御用日記」（武家伝奏徳大寺実堅の公用日記）・「御用帳」（同じく実堅の記録）・「公武御用雑記」（武家伝奏正親町公明の公用日記）・「定晴卿記」（野宮定晴の日記）・「三条実万公記」（武家伝奏三条実万の公用日記））などであり、研究の基盤形成が進んだ。

そのうち、禁裏の口向における歳出額や臨時支出のための予備費である「御備銀」や「荒年御手当銀」の貯蓄額などの具体的な数値が、寛政3（1791）年から嘉永元（1848）年（三条実万が武家伝奏に任ぜられた年）までという50年以上の長期にわたって書き記されている、とくに貴重な史料「禁裏御入用金年次額」（前掲「三条家文書」番号：17-15）に関しては、「『三条家文書』中の近世朝廷財政史料について」と題して、『史学雑誌』第124編第3号、2015年において、史料紹介を行った。

（2）朝廷財政の特色と変遷

これらをもとにして、単著といくつかの論文を執筆、学会発表も行った（くわしくは、5「主な発表論文等」の〔雑誌論文〕・〔学会発表〕・〔図書〕の項目を参照してほしい）。その内容を、ごく簡単にではあるが、以下に記す。

幕府からの財政保証や支援は、つねに一定水準の規模が保たれたが、幕府の財政政策・状況につよく規定された。あくまで、幕府財政の状況が許す範囲内に留められたのであ

る。

その際、とくに、18世紀後半以降、注意が払われたのが、天皇や上皇など天皇家の当主とその周辺があまりに「不自由」しないよう、重点的に配慮するということであった。さまざまな財政的な制約がある中で、これが保証や支援の最低限の基準となった。

こうした保証や支援をうまく機能させるための仕組みも徐々に整備されていった。それを支えていたのは在京幕府役人であり、とくに、財源確保の役割は、おもに京都代官が担っていた。

さて、一定水準の財政保証や支援が行われたといっても、時期的な変化(額や方式など)はいくどもあった。とくに重要な画期と考えられるのが、明和8(1771)年と文久3(1863)年である。

明和8年には、幕政全般における支出削減や拝借金の制限を命じる俟約令が出されたが、この年以降、禁裏財政に対する勘定所の監督がより厳しくなった。

やがて、安永2・3(1773・74)年の口向役人不正事件をきっかけとして、禁裏の口向の実務上級職に多くの勘定所系列の幕臣が入りこむようになり、幕府の各役所においてはすでに導入されていた一種の予算制度である定高制(大石慎三郎「宝暦・天明期の幕政」『岩波講座日本歴史 11 近世3』岩波書店、1976年、158頁)が、朝廷の各御所にも導入されることになった。

各御所の勘定方ともいうべき部署である口向は、近世朝廷固有のものであり、御所全体の金・物の流れを捉えられるところであった。この部局を統括したのは幕臣である付武家であり、前述したとおり、口向役人不正事件以後、実務上級職の多くについても幕臣(勘定所系列の幕臣)が入りこむようになった。

それに加えて、幕府の各役所で導入されていた予算制度である定高制が導入されるようになったということは、朝廷財政の幕府財政一部局化が進行したと評価できる。財政という根底のところ、朝廷が幕府に取り込まれていったのである。

文久3年は、こうした幕府による保証や支援のあり様が一変した年であった。朝廷関係などの支出のために、幕府から京都代官にとくに渡されていた京都代官預諸渡銀の額の変化がそれを顕著に表しており、通常分に関しては、近世後期(たとえば天保14(1843)年)の額も文久元年のそれとさほど変わらなかったが(もちろん、臨時分を含めれば、文久元年の方が多額であった)、文久3年になると、大きく増加していた。

文久の幕政改革によって、保証や支援も大きく変化したことが見て取れる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

佐藤雄介「近世女院御所の財政運営」、『日本歴史』、査読有、791号、2014年、59～76頁

佐藤雄介「江戸幕府と朝廷財政」、『歴史評論』、査読無、771号、2014年、18～34頁

〔学会発表〕(計1件)

佐藤雄介「嘉永期の朝幕関係」、近世史研究会、2016年2月12日、東京大学史料編纂所(東京都文京区)

〔図書〕(計1件)

佐藤雄介『近世の朝廷財政と江戸幕府』、東京大学出版会、2016年、292頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐藤 雄介(SATO Yusuke)

東京大学・史料編纂所・助教

研究者番号: 20624307

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: